

長岡市における自治体システム標準化・共通化に係る情報提供依頼（RFI）実施要領

令和6年6月5日

長岡市DX推進部行政DX推進課

1 情報提供依頼の目的

令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、基幹20業務について、令和7年度末までに国が定める標準仕様に準拠したシステム（以下、「標準準拠システム」）へシステム移行することが求められています。

長岡市でも、法に基づいて、基幹20業務について現行システムから標準準拠システムへの移行に向けて準備を進めているところであり、標準準拠システムへの移行により、システム導入や運用コストの削減、将来的なベンダーロックインの解消、行政サービス・住民の利便性向上、行政事務運用の効率化を実現することを目指しています。

本市ではこれまでに、現行システムの基礎調査の他、現行システムと標準準拠システムとの比較分析等を進めてきました。

この度、本市に標準準拠システムを提供できる事業者の有無、システム移行にかかる費用等の内容を調査し、今後の標準準拠システムへの移行の検討材料とすることを目的として、情報提供依頼を実施いたしますので、趣旨についてご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

2 本市の基本方針

- ・ 標準準拠システムはガバメントクラウド上で稼働させる。
- ・ 標準化対象業務・標準化対象外業務についてシステム間のデータ連携費用を削減する目的により複数システムを一括調達する。（システム一覧については様式2を参照）
- ・ 標準準拠システムはリフト・シフトを同時に行う。
- ・ 移行時期は令和8年3月末までに行う。
- ・ 戸籍総合システム（戸籍、戸籍の附票）、生活保護システム及び選挙システム（期日前投票システム、当日投票システム）については、業務所管部署による調達・更新を予定しているため本情報提供依頼では除く。（ただし、それぞれのシステムとのデータ連携部分は含むもの）

3 情報提供依頼内容

別紙『標準準拠対応に関するRFI依頼事項』のとおり。

4 参加表明書の提出方法

提出方法	「様式1：参加表明書」を電子メールに添付し提出
メールの件名	【標準化RFI】参加表明書_会社名 例：【標準化RFI】参加表明書_▲▲株式会社
回答者のファイル名	様式1：参加表明書_会社名 例：様式1：参加表明書_▲▲株式会社
提出先	長岡市DX推進部行政DX推進課 提出アドレス：joshisu@city.nagaoka.lg.jp
提出期限	令和6年6月12日（水）午後5時まで

5 質問・回答

質問の受付・回答は電子メールで行います。質問については、以下によりお願いいたします。

提出方法	質問票（任意様式）を電子メールに添付し提出
メールの件名	【標準化RFI】質問_会社名 例：【標準化RFI】質問_▲▲株式会社
質問者のファイル名	質問_会社名 例：質問_▲▲株式会社
提出先	長岡市DX推進部行政DX推進課 提出アドレス：joshisu@city.nagaoka.lg.jp
受付期間	令和6年6月21日（金）午後5時まで
回答予定日	令和6年6月28日（金）午後5時まで
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・いただきましたご質問への回答は、ご質問者名を伏せて全RFI参加事業者様にメールにより通知します。 ・本情報提供依頼について、各業務主管部署に直接問い合わせることはご遠慮ください。

6 標準準拠対応に関するRFI依頼事項の提出方法

提出方法	任意様式及び「様式2：標準化対応一覧表」を電子メールに添付し提出
メールの件名	【標準化RFI】回答_会社名 例：【標準化RFI】回答_▲▲株式会社
回答者のファイル名	回答_会社名 様式2：標準化対応一覧表_会社名

	例：回答_▲▲株式会社 様式2：標準化対応一覧表_▲▲株式会社
提出先	長岡市DX推進部行政DX推進課 提出アドレス：joshisu@city.nagaoka.lg.jp
提出期限	令和6年7月8日（月）午後5時まで

7 情報提供依頼に関する留意事項

- (1) 本情報提供依頼の実施をもって、本市が調達を行なうことを約束したり、回答者に特別の地位を約束したりするものではありません。
- (2) 資料提供いただいた回答者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングの実施、追加資料の提供を依頼する場合があります。
- (3) 回答いただいた内容については、今後、システムの調達仕様書等に反映する場合があります。
- (4) 本情報提供依頼に参加するための一切の経費は、全て回答者の負担とすることをお願いいたします。
- (5) 提出された資料は返却せず当市の所有とし、組織内でコピー・配布を行う場合があります。ただし、回答者に断りなく、他自治体・他社に公開・配布はしません。
- (6) 本情報提供依頼書に記載した内容は、作成日現在で本市が把握・想定している情報等に基づくもので、変更される可能性があります。不明点について確認が必要な場合は、電子メールにてお問合せください。
- (7) 当市から提示した本情報提供依頼に関する資料を、本情報提供依頼以外の目的で使用することを禁止します。